

道路工事を行うときは手続が必要です！

道路管理者以外の者が、住宅や商店への出入口の歩道の切下げ、ガードレールの一部の撤去、植栽等の撤去・改築など、既設道路の形態及び構造等を変更する工事を行う場合は、事前に道路管理者の承認を受ける必要があります。

(注：工事費用は申請者の負担です)

根拠法令

- 道路法第24条
- 道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領

承認工事の申請先

奈良県管理道路の承認工事についてのお問い合わせ、申請は申請地を管轄する土木事務所までお願いします。



奈良土木事務所	奈良市南紀寺町2-251	0742-23-8011
郡山土木事務所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-55-3762
高田土木事務所	大和高田市東中2-2-1	0745-52-6144
中和土木事務所	橿原市常盤町605-5	0744-48-3073
宇陀土木事務所	宇陀市大宇陀迫間90-1	0745-83-0431
吉野土木事務所	吉野郡吉野町上市2150-1	0746-32-4051
五條土木事務所	五條市今井5-1-31	0747-23-1151

奈良県県土マネジメント部道路管理課